

令和3年 第12回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 令和3年12月15日(水) 午後2時00分～午後3時00分
2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4階 正庁ホール
3. 出席委員数 15名
4. 欠席委員数 0名

会長	15番	衛藤 英教	出						
委員	1番	三代 忠佑	出	6番	渡邊 丸美	出	11番	廣瀬 英雄	出
	2番	麻生祐三子	出	7番	衛藤 講治	出	12番	三宮 憲治	出
	3番	後藤 綾子	出	8番	小野伊八郎	出	13番	後藤 茂廣	出
	4番	木村滋一朗	出	9番	久保田直宏	出	14番	工藤 妙子	出
	5番	小野不二夫	出	10番	工藤 幸市	出			

5. 議事録署名委員の指名

10番 工藤 幸市
11番 廣瀬 英雄

6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長 足立 崇
 係 長 藤田 美智
 係 員 阿南 光典 工藤 俊夫

7. 議事日程

- (1) 議案第68号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて
- (2) 議案第69号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について
- (3) 議案第70号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 議案第71号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (5) 議案第72号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (6) 議案第73号 現況証明(非農地証明)について
- (7) 議案第74号 空き家に付随した農地の指定について
- (8) 議案第75号 農地移動適正化幹旋委員の指名について

8. 会議の概要

事務局 会長に報告いたします。本日の出席委員は15名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議は成立します。

それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長にお願いいたします。

- (1) 開 会

議長 みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。（以下省略）

皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしく申し上げます。

それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は15名であります。

開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。

また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。

それでは、ただいまから令和3年第12回豊後大野市農業委員会を開会いたします。

（とき：午後2時00分）

(2) 議事録署名委員の指名

議長 日程2の議事録署名委員の指名ですが、会議規則第20条第2項の規定により、私より指名します。10番 工藤幸市 委員、11番 廣瀬英雄 委員をお願いします。

(3) 報告事項

議長 日程3の報告事項に入ります。

まず、会長報告及び各種報告であります。令和3年第11回定例総会から本日の令和3年第12回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。

まずは、資料1をご覧ください。その中から、※のついた3点について、2ページに会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。

議長 続いて、「報告第15号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局の説明を求めます。

事務局 事務局の藤田です。それでは、事前に配布しています議案書の1ページをご覧ください。「報告第15号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」（議案書のとおり番号1番から番号15番までの15案件について朗読）以上です。

議長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

委員 [ありません]の声あり

議長 質問が無いようですので、次に進みます。

(4) 議事

議長 これより、日程4の議事に入ります。まず、「議案第68号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて」を議題とします。それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課の鎌倉です。それではご説明申し上げます。別冊議案書の1ページをご覧ください。議案第68号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて、農業振興地域整備計画の変更をするために、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて農業委員会の意見を求める。令和3年12月15日提出 豊後大野市長 川野文敏。続く2ページをご覧ください。(議案書に基づいて農用地利用計画変更一覧表を朗読) 以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。
ここで、番号1番の1案件について、地区審査会の報告を求めます。
それでは、番号1番の1案件を7番 衛藤講治委員にお願いいたします。

7番委員 清川の衛藤講治です。12月6日に行いました清川地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件については、申請者 ●●●●さんの農用地利用計画変更の除外にかかる農地転用見込みについてであります。申請地は、農地法第4条の許可を取得せずに平成5年に一般住宅を建築した土地であり、現況は宅地となっているため、除外をお願いしたい。とのことであります。変更後の農地区分は中山間地域等に存在する小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地のその他の農地となります。許可基準は、第2の1の(1)の力の(イ)の申請地に代えて他の土地では、事業の目的を達することができないために該当します。農地転用の許可の可否は、申請は必要なく、現況証明して問題ないと考えられます。
以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第68号の番号1番の1案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 他に質疑はありませんか、無いようですので、質疑を打ち切ります。
審査報告は、議案第68号の番号1番の1案件について、「転用は可能である」との報告です。これから採決します。議案第68号の番号1番の1案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第68号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて」の番号1番の1案件については、地区審査会の審査意見のとおりとします。

議長 次に、「議案第69号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」を議題とします。

農業振興課 農業振興課農政企画係の大野と申します。よろしくお願いたします。それではご説明申し上げます。別冊議案書の3ページをご覧ください。議案第69号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方

式)の決定について、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。令和3年12月15日提出 豊後大野市長 川野文敏(議案書に基づいて令和3年12月16日公告予定分を朗読)以上です。

- 議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。
ここで、議案第69号の案件につきましては、1番委員が関係していることから、農業委員会会議規則に基づき、1番委員の退席をお願いします。
- 議長 この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず議案第69号についてこれより質疑を許可します
- 委員 [ありません]の声あり
- 議長 他に質疑が無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第69号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
- 事務局 挙手全員です。
- 14番委員 挙手全員により、議案第69号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について、原案のとおり決定されました。1番委員の入室を認めます。
- 議長 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。
(とき、午後2時30分)
- 議長 それでは、再開します。
(とき、午後2時31分)
- 議長 次に「議案第70号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。
- 事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の3ページをご覧ください。
「議案第70号 農地法第3条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号1番から番号3番までの3案件について朗読)
- 議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番から番号3番までの3案件について、地区審査会の報告を求めます。
それでは、番号1番の1案件を10番 工藤幸市委員にお願いいたします。
- 10番委員 三重の工藤幸市です。12月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、貸人 ●●●●さん外2名から、借人 ●●●●さ

んへの賃貸借による権利設定についてであります。借人は、林業を行う法人の代表取締役を務めており、以前から農業を行いたいと考えていました。今回、知人の紹介で申請地の耕作者を探していることを知り、貸人それぞれと賃貸借することで話がまとまり、申請を行ったものです。借人の権利取得後の経営面積は、81 アールとなり、番号3番案件成立後の経営面積は166 アールとなり、下限面積の40 アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号2番の1案件を2番 麻生祐三子委員にお願いいたします。

2番委員 緒方の麻生祐三子です。12月6日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号2番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。譲渡人は、町外在住で後継者もないことから農地の整理を検討し、譲受人に相談しました。譲受人も、申請地近接地に経営地はありませんが、広域農道に面していることから、売買することで話がまとまり、申請を行ったものです。なお、譲受人の世帯は、主に父が耕作を行っていますが、将来的に後継者となる予定の息子が申請者になっています。譲受人の権利取得後の経営面積は、55 アールとなり、下限面積の40 アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号3番の1案件を14番 工藤妙子委員にお願いいたします。

14番委員 大野の工藤妙子です。12月6日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号2番の案件についてですが、貸人 ●●●●さん外1名から、借人 ●●●●さんへの賃貸借による権利設定についてであります。借人は、林業を行う法人の代表取締役を務めており、以前から農業を行いたいと考えていました。今回は個人で杉苗の生産販売を行いたく、適当な土地を探していたところ、従業員から申請地を紹介されました。貸人も、管理が困難であったことから、賃貸借で話がまとまり、申請を行ったものです。借人の権利取得後の経営面積は、81 アールとなり、番号1番案件成立後の経営面積は166 アールとなり、下限面積の40 アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第70号の番号1番から番号3番までの3案件についてこれより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第70号の番号1番から番号3番までの3案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第 70 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により「議案第 70 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件については、原案のとおり決定されました。

議長 次に、「議案第 71 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 3 ページをご覧ください。
「議案第 71 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号 1 番の 1 案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。
番号 1 番の 1 案件について、地区審査会の報告を求めます。
それでは、番号 1 番の 1 案件を 3 番 後藤綾子委員にお願いいたします。

3 番委員 三重の後藤綾子です。12 月 7 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件についてですが、申請者 ●●●●さんの、農地の転用の件についてであります。申請地は、申請者を含む 3 軒の進入路に隣接する農地です。既存の進入路では車の離合ができず、これまで不便さを感じていました。今回、離合ができるように進入路を拡幅したいと思い、申請するものです。審査の結果、許可基準の農地区分の第 3 種農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のエの (イ) の第 3 種農地の転用は、許可をすることができるに該当すると認められ、問題ないと認められました。
以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 71 号の番号 1 番の 1 案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。
審査報告は、議案第 71 号の番号 1 番の 1 案件について、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。
これから採決します。議案第 71 号の番号 1 番の 1 案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により「議案第 71 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」の番号

1 番の 1 案件について、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第 72 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 4 ページをご覧ください。
「議案第 72 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号 1 番から番号 6 番までの 6 案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番から番号 6 番の 6 案件について、地区審査会の報告を求めます。

それでは、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件を 3 番 後藤綾子委員にお願いいたします。

3 番委員 三重の後藤綾子です。12 月 7 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さん・●●●●さんへの所有権の移転を伴う農地の転用の件についてであります。譲渡人と譲受人は親子です。譲受人は現在、市内の借家で子どもと 3 人で生活していますが、住宅の新築を計画しました。農業に携わりながら子育てをしたいと思い、農地以外の土地を探しましたが、実家の農地から距離が遠く断念していたところ、申請地を見つけ、譲渡人と相談した結果、贈与で話がまとまり、申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分の第 2 種農地のその他の農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のカの (イ) の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に、番号 2 番の案件についてですが、貸人 ●●●●さんから借人 ●●●●さん・●●●●さんへの貸借権の設定を伴う農地の転用の件についてであります。貸人と借人は親子です。借人は現在、申請地に近接する実家で貸人夫婦と同居していますが、住宅の新築を計画しました。実家周辺で候補地を探していたところ、申請地を見つけ、貸人と相談した結果、貸人も農業を営んでいなかったため、使用貸借で話がまとまり、申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分の第 3 種農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のエの (イ) の第 3 種農地の転用は、許可をすることができるに該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号 3 番及び番号 4 番の 2 案件を 9 番 久保田直宏委員にお願いいたします。

9 番委員 三重の久保田直宏です。12 月 7 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 3 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さん・●●●●さんへの所有権の移転を伴う農地の転用の件についてであります。譲受人は現在、市外の借家に子どもと 4 人で生活していますが、住宅の新築を計画しました。譲受人は以前から犬を飼育しながら生活したいという希望があり、敷地を広く確保できる土地を探していたところ、申請地を見つけ、譲渡人と相談した結果、譲渡人も農業を営んでいなかったため、売買で話がまとまり申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分の第 3 種農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、

第2の1の(1)のエの(イ)の第3種農地の転用は、許可をすることができるに該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に、番号4番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの所有権の移転を伴う農地の転用の件についてであります。譲渡人と譲受人は兄弟で、譲受人は申請地近接地でアパート経営を行っています。申請地は、アパートを新築した平成12年4月当初から、農地転用に許可が必要なことを知らずに譲渡人に申請地を借りて一部にアスファルト舗装を行い駐車場として整備しました。その後手狭になったため、平成22年4月頃にさらに申請地の一部に砕石敷を行って拡張し、これまで利用してきました。今回、譲受人が所有権移転後に追加事業を行おうとしたところ、申請地が農地で転用許可が必要であることが分かったため、必要最低限で分筆後に無断転用の是正及び追加事業を行う目的で申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分の第3種農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のエの(イ)の第3種農地の転用は、許可をすることができるに該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号5番及び番号6番の2案件を5番 小野不二夫委員にお願いいたします。

5番委員 犬飼の小野不二夫です。12月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号5番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さん・●●●●さんへの所有権の移転を伴う農地の転用の件についてであります。譲受人は現在、市内の借家に夫婦で生活していますが、将来の子育てや親の介護などを見据えて、夫の実家のある犬飼町で住宅の新築を計画しました。また、のびのびと子育てができるように敷地を広く取りたいと考え、農地以外で土地を探しましたが価格の面で折り合いがつかず断念していたところ、申請地を見つけて譲渡人と相談した結果、譲渡人も農業をしておらず管理に苦慮していたため売買で話しがまとまり申請するものです。審査の結果、許可基準の農地区分の第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のカの(イ)の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に、番号6番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの所有権の移転を伴う農地の転用の件についてであります。譲受人は大分市内の借家に家族3人で生活しています。子どもの成長に伴い現在の住居が手狭になってきたため新居の建設を計画しましたが、敷地面積や職場へのアクセス等の条件に合う土地が見つからず断念していたところ申請地を見つけ、譲渡人も農業をしておらず管理に苦慮していたため売買で話しがまとまり、申請するものです。審査の結果、許可基準の農地区分の第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のカの(イ)の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第72号の番号1番から番号6番までの6案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第72号の番号1番から番号6番までの6案件について、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第72号の番号1番から番号6番までの6案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により「議案第72号 農地法第5条の規定による許可申請について」の番号1番から番号6番までの6案件について、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第73号 現況証明（非農地証明）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の5ページをご覧ください。
「議案第73号 現況証明（非農地証明）について」
（議案書のとおり、番号1番から番号3番までの3案件について朗読）

議長 事務局の説明が終わりました。
ここで、番号1番から番号3番の3案件について、地区審査会の報告を求めます。

議長 それでは、番号1番及び番号2番の2案件を10番 工藤幸市委員にお願いいたします。

10番委員 三重の工藤幸市です。12月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件については、所有者 故) ●●●● 相続人 ●●●●さんの非農地証明願いについてであります。申請地は農地を管理していた父が亡くなり、自身は市外在住で農地の管理ができなかったため耕作を放棄し、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。

次に、番号2番の案件については、所有者 ●●●●さんの現況証明願いについてであります。申請地は、農地法第5条許可を得て当時の転用目的である石油ドラム缶置場として転用した後、現況は貸事務所及び貸駐車場となっていますが、当時の許可書がなく地目変更できないため申請したものです。判断基準は、農地法第4条第1項又は第5条第1項に規定する許可を受け、農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され、非農地化した土地に該当します。周囲への影響については、周囲に農地はありません。調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。

以上、報告します。

議長 次に、番号3番の1案件を7番 衛藤講治委員にお願いいたします。

7 番委員 清川の衛藤講治です。12月6日に行いました清川地区審査会の審査結果を報告いたします。番号3番の案件については、所有者 ●●●●さんの非農地証明願いについてであります。申請地は山際の農地で、元々耕作に不向きであり、隣接地の植林もあって、約50年間耕作しておらず、今後も耕作再開の見込みがないことから、令和3年6月15日の定例総会で非農地証明の許可を得ましたが、当時の証明書がなく地目変更ができないため申請したものです。判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。調査の結果、地区審査会の意見としましては、証明して問題ないと認められるとなりました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第73号の番号1番から番号3番までの3案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第73号の番号1番から番号3番までの3案件につきまして、「発行基準に該当する」との報告であります。

これから採決します。議案第73号の番号1番から番号3番までの3案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第73号 現況証明（非農地証明）について」の番号1番から番号3番までの3案件については、原案のとおり証明することに決定されました。

議長 次に、「議案第74号 空き家に付随した農地の指定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の5ページをご覧ください。
「議案第74号 空き家に付随した農地の指定について」
(議案書のとおり、番号1番の1案件を朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。この議案につきましては、空き家バンクの物件に付随した農地の指定について審議するものです。

ここで、番号1番の1案件について、地区審査会の報告を求めます。番号1番の1案件を10番工藤幸市委員にお願いいたします。

10 番委員 10番の工藤幸市です。それでは報告致します。番号1番の案件については、申請者 ●●●●さんの空き家に付随した農地の指定についてであります。申請者は、自身が所有する空き家について、令和3年7月15日に、空き家バンク物件台帳への登録を完了しています。今回、併せて、空き家に付随した農地の指定を受けたいと思い、申請を行ったもの

です。決定基準から見た審査結果についてですが、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地で、その周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められます。地区審査会の意見としましては、決定基準に該当し、問題ないと認められるとなりました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 74 号の番号 1 番の 1 案件について、これより質疑を許可します

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようでありますので、質疑を打ち切り、これより採決します。議案第 74 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 74 号 空き家に付随した農地の指定について」は、原案のとおり決定されました。

議長 次に、議案第 75 号 農地移動適正化幹旋委員の指名について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 6 ページをご覧ください。
「議案第 75 号 農地移動適正化幹旋委員の指名について」
(議案書のとおり、番号 1 番の 1 案件を朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に、質疑はありませんか、無いようでありますので、質疑を打ち切ります。
幹旋委員は、農業委員会が指名することとなっております。あらかじめ地区審査会等で推薦されていますので、私から幹旋委員を指名いたします。

それでは、番号 1 番の 1 案件を、8 番 小野伊八郎委員と 30 番 後藤弘委員にお願いします。

なお、この案件については、お世話していただく幹旋委員をご指名いたしました但迅速かつ適切な幹旋処理を行うためには幹旋委員のみならず、他の農業委員・最適化推進委員の皆さんの支援や協力も不可欠であると考えています。積極的な情報の提供等、御支援、御協力のほどよろしく願いいたします。

議長 これをもちまして、令和 3 年第 12 回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。
長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。
(とき、午後 3 時 00 分)

議事録署名委員 10番委員 三藤 幸市

” 11番委員 康瀬 英雄